

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団 寄附金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 6 条第 4 項に基づき公益財団法人京都市文化観光資源保護財団（以下「本財団」という。）が、定款第 4 条に規定する公益目的事業推進のために受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本財団の会員又は会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより団体又は個人から受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 本財団の会員又は会員を含む広く一般社会に特定の目的を定めて募金活動を行うことにより団体又は個人から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第 3 条 本財団は、常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、1口 3,000 円とし、その整数倍をもって募集し、寄附金総額の 50%以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。
- 3 前項にもとづき寄附した者を、定款第 50 条に規定する本財団の会員とする。会員に関する事項は、別に定める会員規程による。

(特定寄附金の募集)

第 4 条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額を、定款第 4 条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(特定寄附金募集要項の交付等)

第 5 条 特定寄附金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(寄附金の辞退)

第 6 条 寄附金が次の各号に該当する場合若しくはその恐れがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(受領書等の送付)

第 7 条 一般寄附金、特定寄付金を受領した時は、遅滞なく礼状、受領書及び特定公益増進法人であることの証(写)を寄附者に送付するものとする。

(特定寄附金に係る結果の報告)

第 8 条 本財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するも

のとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(寄附者への顕彰)

第 9 条 本財団に対する寄附者を文化観光資源保護協力者として、感謝状を贈呈するものとする。

2 感謝状贈呈に関する必要な事項は、別に定める文化観光資源保護協力者感謝状贈呈要綱に定める。

(情報公開)

第 10 条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項に基づき事務局への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 寄附者に関する個人情報については、定款第 60 条に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第 13 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記日から施行する。

附 則 令和 3 年 2 月 9 日一部改定

(施行期日)

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（公益認定の基準）

第5条 第17号

第29条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（抜粋）

（遊休財産額）

第22条 第3項

前項第2号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第24条第2項第1号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう

(5) 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であつて、当該財産を交付した者の定めた用途に従つて使用し、若しくは保有しているもの

第5項

第3項第5号の財産は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、法第21条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。同項第6号の財産についても、同様とする。

1 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項

イ 広く一般に募集されたものである旨

ロ 募集の期間

ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあつては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額

ニ 募集の方法

ホ 募集に係る財産の用途として定めた内容

ヘハの財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

2 前号以外の場合 次に掲げる事項

イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあつては、これらの者の名称）

- ロ 当該財産を受け入れることとなった日(当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日)
- ハ 受け入れた財産の額の合計額
- ニ 当該財産を交付した者の定めた用途の内容
- ホ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容